平成２９年（フ）第５１２号
神戸市北区鹿の子台北町２丁目７番11―102号
債務者　大西　英勝
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５４０号
兵庫県三田市西山２丁目21番６―306号、従前の住所兵庫県三田市西山２丁目28番２号Ｂ棟102号
債務者　岡本　康二
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５４３号
神戸市垂水区泉が丘３丁目13番３号　レオパレス21東垂水第５　203号
債務者　玉尾　和磨
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４０３号
兵庫県尼崎市富松町１丁目27番８号　花本文化106号、前住所滋賀県彦根市古沢町948番地13（202号）
債務者　尾田　　望
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４８２号
広島市西区己斐本町２丁目３番９―701号
債務者　白石　雄次
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４３号
新潟市西区小針台８番７号　ブロードウェイ101号、前住所新潟市中央区川端町５丁目31番地１　リバーシティ日東３階３Ｄ号
債務者　南　　一惠
1　決定年月日時　平成29年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４５号
福井市定正町1011番地　クラシオン303、旧住所福井市新田塚２丁目124番９号
債務者　西　優美子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４７号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津7307番地３
債務者　渡邊　園美
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第１２５号
三重県鈴鹿市十宮１丁目16番２号　古里ハイツ夢１―101
債務者　奥田こずえ（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成29年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１３１号
三重県鈴鹿市若松東３丁目16番24号
債務者　大西　康博
1　決定年月日時　平成29年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２４号
滋賀県長浜市長田町13番地
債務者　杉本　弘夫
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第２９４号
兵庫県芦屋市宮塚町２番６―405号
債務者　森本　茂義
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４０６号
兵庫県西宮市戸田町２番17―701号
債務者　岡山　圭一
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０４号
徳島県阿波市阿波町丸山117番地13　Ｐｅｕｐｌｅｒ　202号、旧住所徳島県阿波市吉野町柿原字原187番地１　昭和団地３号
債務者　加藤　　豊（旧姓坂木）
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１号
熊本県水俣市袋2662番地２　西ノ浦団地５棟301号
債務者　蓑田　和宏
1　決定年月日時　平成29年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第３２号
熊本県八代市葭牟田町156番地１（102）
債務者　藤本　智三
1　決定年月日時　平成29年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
熊本地方裁判所八代支部